

ご返済方法	<p>契約時に指定した返済用口座より毎月元利均等返済とします。</p> <p>ご融資金額の50%を限度に、ボーナス返済との併用も可能です。</p>
金利優遇条件	<p>お取引内容に応じた金利優遇となります。</p> <p>詳しくは窓口にご確認ください。</p>
所得合算	<p>(1) 1/2 収入合算</p> <p>1名限り(要件があります。)</p> <p>一定の要件を満たす場合には、合算者の年収の1/2を主債務者の年収に加算することができます。</p> <p>(2) 借換の全額収入合算</p> <p>1名限り(要件があります。)</p> <p>資金使途に借換または住み替えを含む場合で、一定の要件を満たす場合には、合算者の年収の全額を主債務者の年収に加算することができます。</p> <p>詳細は保証会社の要綱・要領及び当金庫制度融資要綱の定めるところによります。</p>
担保	<p>ご融資対象となる土地・建物に抵当権「第1順位」を設定させていただきます。</p> <p>詳細は保証会社の要綱・要領及び当金庫制度融資要綱の定めるところによります。</p>
保証人	<p>全国保証(株)の保証がつかますので原則として必要ございませんが、所得合算者の方は連帯債務者または連帯保証人とさせていただきます。</p>
必要書類	<p>(1) 本人確認書類</p> <p>(2) 年収確認書類</p> <p>(3) 資金使途確認書類</p> <p>(4) 対象物件の全部事項証明書</p> <p>(5) 住宅ローンの借換資金を含む場合は、借換対象の住宅ローンにかかる返済予定表及び返済用預金口座通帳</p> <p>(6) その他金庫が必要とする書類</p>
手数料・保証料	<p>(1) 当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。</p> <p>(2) 保証料はご融資金利に含まれます。</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>

その他	<p>(1)お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(2)現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫の本支店までお問い合わせください。</p> <p>(3)つなぎローンについては、窓口までご相談ください。</p> <p>(4)親と子の連帯債務にて融資を受ける「親子リレーローン」については、窓口までご相談ください。</p>
-----	--